

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」 について（声明）

本日、政府は、「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」の閣議決定を行った。

本会では、これまで、基礎自治体優先の原則、補完性・近接性の原理に基づく地方分権改革の更なる推進や、国・都道府県・市町村の役割分担を十分踏まえた上での国の出先機関改革を求めてきたところである。

しかしながら、残念なことに、出先機関の事務等を特定広域連合等に移譲する今回の政府案には、多くの問題点があるために、これまで政府に対し、地域住民の安全・安心に直接責任を有する基礎自治体と十分な協議を行い、その意見を反映させて、将来に禍根を残さない制度の確立について慎重に検討を重ね、拙速に進めることのないよう繰り返し要請してきたところである。

特に、①東日本大震災等において出先機関の果たしている役割を踏まえれば、特定広域連合に出先機関の事務等が移譲された場合、大規模災害時等の緊急時における危機管理体制や迅速な復旧・復興をはじめとする広域的かつ機動的な対応等について、事業の実施やブロック内の利害調整等の面で大きな支障が生じることが危惧されること、②移譲対象事務の範囲については、法律上明確にすべきであるにもかかわらず、その全体像が明らかではないこと、③具体的な財源措置のあり方、出先機関ごとに異なる管轄区域の整理・統合や国の関与等の重要事項について示されていないこと等の問題があることを指摘し、これらの課題や問題点等について、政府の考え方を明らかにすべきと主張してきたが、未だ議論が尽くされたものとはなっていない。

これらの課題や問題点等について、制度設計上の重要かつ具体的な事項についての全体像や詳細が示されるとともに、国と地方の役割分担のあり方や大規模災害時等における危機管理体制等について、基礎自治体の意見を踏まえた具体的かつ丁寧な議論が必要であるにもかかわらず、これまでの基礎自治体の数次にわたる主張を十分に斟酌することなく、衆議院が解散されるという慌ただしい時に、法律案の閣議決定を行ったことは、基礎自治体を重視した地域主権改革の推進を標榜する政府の姿勢に反するものであり、誠に遺憾である。

平成 24 年 11 月 15 日

全国市長会
会長 森 民 夫